

小学校児童指導要録

—作成及び記入の手引—

令和6年9月改訂版
(令和6年10月21日一部修正)

秋田県教育委員会

目 次

I	小学校児童指導要録の参考様式	1
1	様式1（学籍に関する記録）	1
2	様式2（指導に関する記録）	2
II	小学校児童指導要録の性格及び機能	5
III	指導要録記入上の全般的な注意事項	5
1	記入の文字	5
2	記入の位置	5
3	記入の時期	5
4	記載事項の変更及び誤記事項の処理	6
5	特別支援学級における児童指導要録の様式	6
IV	指導要録各欄の記入上の注意事項	7
	様式1 学籍に関する記録	7
1	学籍の記録	7
	〔1〕児童	7
	〔2〕保護者	8
	〔3〕入学前の経歴	8
	〔4〕備考	9
	〔5〕入学・編入学等	9
	〔6〕転入学	10
	〔7〕転学・退学等	11
	〔8〕卒業	12
	〔9〕進学先	12
2	学校名及び所在地（分校名・所在地等）	12
3	校長氏名印及び学級担任者氏名印	13
	様式2 指導に関する記録	14
1	各教科の学習の記録	14
	〔1〕観点別学習状況	14
	〔2〕評定	17
2	特別の教科 道徳（以下、「道徳科」）	17
3	外国語活動の記録	18
4	総合的な学習の時間の記録	18
5	特別活動の記録	19
	〔1〕活動の状況	19
6	行動の記録	20
	〔1〕行動の状況	20

7	総合所見及び指導上参考となる諸事項	22
	〔1〕各教科や外国語活動，総合的な学習の時間に関する所見	22
	〔2〕特別活動に関する事実及び所見	24
	〔3〕行動に関する所見	24
	〔4〕児童の特徴・特技，学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動，表彰を受けた行為や活動，学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項	25
	〔5〕児童の成長の状況にかかわる総合的な所見	26
	〔6〕キャリア発達の視点を踏まえた具体的な活動	26
8	出欠の記録	27
	〔1〕授業日数	27
	〔2〕出席停止・忌引き等の日数	28
	〔3〕出席しなければならない日数	30
	〔4〕欠席日数	31
	〔5〕出席日数	31
	〔6〕備考	31
9	別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録	32
	〔1〕児童が登校できない事由	33
	〔2〕オンラインを活用した特例の授業	33
	〔3〕その他の学習等	33
V	指導要録取扱い上の注意	34
1	入学の場合	34
2	進学の場合	34
3	転学の場合	35
4	転入学の場合	35
5	退学等の場合	36
6	編入学等の場合	36
7	原学年留置きの場合	36
8	学校新設の場合	36
9	学校統合の場合	36
10	保存期間	37
11	指導要録の電子化について	37
12	その他	38
○	小学校児童指導要録抄本	40

※指導要録の電子化を取り入れた場合の対応については，全てV-11に示している。

I 小学校児童指導要録の参考様式（A 4判又はB 4判，縦，横書きを標準とする）

1 様式1（学籍に関する記録）

小 学 校 児 童 指 導 要 録

様式1（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録						
児 童	ふりがな 氏 名		性 別	編 入 学 等	年 月 日 学 年	令和 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
		平成 年 月 日 生			事 由	
保 護 者	現住所			転 入 学	年 月 日 学 年	令和 年 月 日 第 学年転入学
	ふりがな 氏 名				前在籍校 所 在 地	
保 護 者	現住所			転 学 ・ 退 学 等	年 月 日	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日 転学 退学
	入学前の経歴				転退学先 ・学年等	第 学年
備 考					所 在 地	
					事 由	
				卒 業	令和 年 月 日	
				進 学 先		
学 校 名 及 び 所 在 地	(分校名・所在班等)					
年 度	令和 年度		令和 年度		令和 年度	
区分 \ 学年	1		2		3	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						
年 度	令和 年度		令和 年度		令和 年度	
区分 \ 学年	4		5		6	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						

2 様式2 (指導に関する記録)

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分/学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

各教科の学習の記録							特別の教科道徳										
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子							
国語	知識・技能								1								
	思考・判断・表現								2								
	主体的に学習に取り組む態度								3								
	評定								4								
社会	知識・技能								5								
	思考・判断・表現								6								
	主体的に学習に取り組む態度								1								
	評定								2								
算数	知識・技能								3								
	思考・判断・表現								4								
	主体的に学習に取り組む態度								5								
	評定								6								
理科	知識・技能								外国語活動の記録								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度					
	評定								3								
生活	知識・技能								4								
	思考・判断・表現								総合的な学習の時間の記録								
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定								学年	学習活動	観点	評価					
音楽	知識・技能								3								
	思考・判断・表現								4								
	主体的に学習に取り組む態度								5								
	評定								6								
図画工作	知識・技能								特別活動の記録								
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度								観点	内容	学年	1	2	3	4	5	6
	評定									学級活動							
家庭	知識・技能									児童会活動							
	思考・判断・表現									クラブ活動							
	主体的に学習に取り組む態度									学校行事							
	評定																
体育	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																
外国語	知識・技能																
	思考・判断・表現																
	主体的に学習に取り組む態度																
	評定																

児 童 氏 名

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
		基本的な生活習慣									思いやり・協力				
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護								
自主・自律							勤労・奉仕								
責任感							公正・公平								
創意工夫							公共心・公德心								

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項			
第1学年	<キャリア発達の視点を踏まえた具体的な活動>		第4学年
第2学年			第5学年
第3学年			第6学年

出 欠 の 記 録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

様式2（指導に関する記録）別記

児童氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第3学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第4学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

II 小学校児童指導要録の性格及び機能

小学校児童指導要録（以下、「指導要録」という。）は、学校教育法施行規則第24条第1項により、校長が作成する表簿である。

指導要録は、児童の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿としての性格をもつものである。

指導要録は、指導のための資料として、学年末に1年間の学習の状況を総括的に評価するものであるが、その記録を確かなものにするため、そこに至るまでの日ごろの継続的な評価の充実が重要である。この意味から、指導要録における評価の方法や観点等は、日ごろの指導と評価に当たって重要な役割を果たすものである。

参考

- 学校教育法施行規則 第24条第1項

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

III 指導要録記入上の全般的な注意事項

1 記入の文字

記入に当たっては、原則として常用漢字、算用数字及び現代かなづかいを用いること。ただし、固有名詞はこの限りではない。

なお、記入に当たっては、黒色又は青色インクを用い、変色や消えるおそれのあるものは避けること。

2 記入の位置

「学校名及び所在地（分校名・所在地等）」、「校長氏名印」及び「学級担任者氏名印」並びに〔学籍の記録〕の「児童」及び「保護者」の「現住所」など、変更あるいは併記する必要が生じることのある欄については、上部に寄せて記入すること。

3 記入の時期

特に示す場合のほか、原則として次のとおりとすること。

(1) 入学時

様式1の〔学籍の記録〕の「児童」、「保護者」、「入学前の経歴」の欄及び「入学・

編入学等」の欄の入学年月日並びに「学校名及び所在地（分校名・所在地等）」の欄

(2) 学年当初

① 様式1の「学級」及び「整理番号」の欄並びに〔学籍の記録〕の「年度」, 「校長氏名印」の欄の校長氏名及び「学級担任者氏名印」の欄の学級担任者氏名

② 様式2の表面の「児童氏名」, 「学校名」, 「学級」及び「整理番号」の欄

③ 様式2の裏面の「児童氏名」の欄

(3) 学年末

① 分校の場合には, 様式1の「(分校名・所在地等)」の欄に在学した学年

② 様式1の「校長氏名印」の欄の校長印及び「学級担任者氏名印」の欄の学級担任者印

③ 様式2の〔各教科の学習の記録〕, 〔特別の教科 道徳〕, 〔外国語活動の記録〕, 〔総合的な学習の時間の記録〕, 〔特別活動の記録〕, 〔行動の記録〕及び〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕の欄並びに〔出欠の記録〕の欄

(4) 卒業時

様式1の〔学籍の記録〕の「卒業」及び「進学先」の欄

(5) 事由発生時

① 様式1の〔学籍の記録〕の「入学・編入学等」, 「転入学」及び「転学・退学等」の欄

② 上記(1), (2)及び(3)にあげた欄のうちの必要事項

③ 様式2の〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕の欄

4 記載事項の変更及び誤記事項の処理

(1) 記載事項の変更

氏名, 現住所等記載事項に変更が生じた場合には, その都度, 前の記載事項が読めるように, 黒色又は青色インクを用いて2本線で消し, 必要事項を記入すること。この場合は訂正者の認印を押さないこと。

(2) 誤記事項の訂正

記入事項の誤記を訂正する場合には, 誤記事項を2本線で消して訂正事項を記入し, 訂正箇所に訂正者（原則として学級担任者）の認印を押すこと。

5 特別支援学級における児童指導要録の様式

特別支援学級に在籍する児童に関する指導要録については, 必要がある場合, 特別支援学校小学部の指導要録を参考にして作成する。

IV 指導要録各欄の記入上の注意事項

様式1 学籍に関する記録

1 学籍の記録

この欄は、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入すること。記入に当たっては、児童及び保護者の人権の尊重に十分配慮すること。

なお、児童又は保護者に関する事項に変更が生じたり、記載事項を訂正する必要が生じたりした場合には、当該市町村の教育委員会（以下、「教育委員会」という。）と連絡をとってから訂正すること。

〔1〕児童

(1) 記入の方法

① 氏名及び性別

原則として学齢簿の記載に基づき記入するが、氏名の「ふりがな」については学齢簿に記載されていない場合は、学校で調査したものにより記入すること。

外国人については、教育委員会からの通知に記載されている氏名（本名）を記入し、氏名の「ふりがな」については、できるだけ母国語に近い読み方で記入すること。児童の通称名、入籍前の氏名などは、保護者からの申し出があり、指導上必要と認められた場合は、この欄に記入しないで〔学籍の記録〕の「備考」欄に記入すること。

性別については、男又は女と記入すること。

② 氏名、現住所等を変更した場合（町名変更、地番変更を含む。）

氏名変更の場合は、旧氏名（変更部分）を2本線で消し、新氏名を記入すること。その際、変更年月日及び事由はこの欄には記入しないで、〔学籍の記録〕の「備考」欄に記入し、必要に応じて記入した年月日を括弧書きすること。

住所変更の場合は、旧住所を2本線で消し、新住所を記入すること。また、変更年月日、事由を括弧書きすること。

(2) 記入例

① 現住所変更の場合

児 童	ふりがな 氏名	もて 茂	ぎ 木	とし 敏	こ 子	性 別	女
	平成 25 年 12 月 18 日生						
童	現住所	秋田県〇〇市〇〇1丁目10番5号 秋田県〇〇市△△3丁目12番9号（令和2年9月30日転居）					

〔2〕保護者

(1) 記入の方法

① 氏名

児童に対して親権を行う者の氏名を記入する。親権を行う者のいないときは後見人の氏名を記入すること。氏名の「ふりがな」については、学齢簿に記載されていない場合は、学校で調査したものにより記入すること。

② 現住所

児童の現住所と同一の場合には、「児童の欄に同じ」と略記すること。

③ 氏名、現住所等を変更した場合

上記〔1〕児童(1)の②に準ずること。

(2) 記入例

① 保護者が親権者である場合

保護者	ふりがな 氏名	もて 茂	ぎ 木	とし 敏	はる 晴
	現住所	児童の欄に同じ			

② 保護者が後見人で現住所が児童と異なる場合

保護者	ふりがな 氏名	おか 岡	ざき 崎	まさ 正	お夫
	現住所	秋田県〇〇市〇〇2丁目7番30号			

〔3〕入学前の経歴

(1) 記入の方法

① 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）、保育所又は認定こども園等に通っていた場合

小学校に入学するまでの教育又は保育関係の略歴を記入すること。

② 外国において教育を受けた場合

外国において受けた教育の実情等を記入すること。

③ その他の場合

入学後の指導に参考になることがあれば記入すること。

(2) 記入例

① 幼稚園、保育所又は認定こども園等に通っていた場合

入学前の経歴	平成29年4月～令和2年3月	〇〇市立〇〇保育所に在所
--------	----------------	--------------

② 外国において教育を受けた場合

入学前の経歴	平成29年9月～令和2年3月	パリ市内の幼稚園に在園
--------	----------------	-------------

〔4〕備考

(1) 記入の方法

この欄には、以下の事項について記入すること。記入した事項については、必要に応じて記入した年月日を括弧書きすること。

- ① 「児童」、「保護者」の各欄の氏名を変更した場合の変更年月日、事由
- ② 保護者から申し出があつて、指導上必要があると認めた場合の児童の通称名、入籍前の氏名等

〔5〕入学・編入学等

(1) 記入の方法

① 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入すること。この年月日は、教育委員会が通知した（入学通知書に記載された）入学期日とすること。

なお、期日に遅れて出校した場合にも、指定の入学期日を記入すること。他の学校に入学した児童が、第1学年の中途に転入学した場合は、この欄に記入しないで「転入学」の欄に記入すること。入学の場合は、「第1学年編入学」の文字を2本線で消すこと。

② 編入学等

外国にある学校等から編入学した場合など、学校教育法第18条に規定する就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合の児童については、その年月日、学年及び事由を記入し、「第1学年入学」の文字を2本線で消すこと。

なお、その居所が1年以上不明であった児童が居所に帰り就学した場合も編入学として扱い、この欄に記入すること。

(2) 記入例

① 入学の場合

編入 入学 学・ 等	年月日	令和 2 年 4 月 1 日	第1学年 入学
	学 年		第1学年編入学
	事 由		

② 編入学の場合

編入 入学 学・ 等	年月日	令和 2 年 10 月 1 日	第1学年入学
	学 年		第3学年編入学
	事 由	中華人民共和国より帰国，年齢相当学年に編入学を認める。	

参考

○ 学校教育法 第18条

前条第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

○ 学校教育法施行規則 第35条

学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

〔6〕 転入学

(1) 記入の方法

学校教育法施行令第4条の規定によって、他の小学校、義務教育学校及び特別支援学校小学部（以下、「小学校等」という。）から転入学してきた場合についてのみ、教育委員会が指定した転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入すること。

なお、外国にある学校等から編入学した場合などは、「入学・編入学等」の欄に記入すること。

(2) 記入例

転 入 学	年 月 日	令和 2 年 10 月 13 日
	学 年	第 4 学年転入学
	前在籍校	群馬県〇〇市立□□小学校
	所 在 地	群馬県〇〇市△△町123番
	事 由	父親の転勤により、現住所に転居

参考

○ 学校教育法施行令 第4条

第2条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第23条の規定による届出（第2条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長とする。）は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

〔7〕 転学・退学等

(1) 記入の方法

「入学・編入学等」及び「転入学」の欄に記入された日以降における異動について記入すること。

① 転学の場合

括弧のある「年月日」の欄には、他の小学校等に転学するために学校を去った年月日を、また、括弧のない欄には、転学先の学校が受け入れた年月日の前日の日付を記入し、退学の文字を2本線で消すこと。また、「転退学先・学年等」、「所在地」及び「事由」の欄には、それぞれ必要な事項を記入すること。

② 退学の場合

外国にある学校などに入学するために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童が退学する場合には、校長が退学を認めた年月日を括弧のない「年月日」の欄に記入し、転学の文字を2本線で消すこと。また、「転退学先・学年等」、「所在地」及び「事由」の欄には、上記①に準じてそれぞれ必要な事項を記入すること。

③ その他の場合

ア 就学義務を猶予・免除された場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、校長が在学しない者と認めた年月日を「年月日」の欄の括弧の中に記入し、「転学」及び「退学」の文字と「転退学先・学年等」の欄の「第 学年」の文字を2本線で消すこと。また、「転退学先・学年等」、「所在地」及び「事由」の欄には、上記①に準じてそれぞれ必要な事項を記入すること。

その際には、教育委員会と十分連絡の上、処理すること。

イ 児童が死亡した場合には、死亡した年月日を「年月日」の欄の括弧のない方に記入し、「転学」及び「退学」の文字と「転退学先・学年等」の欄の「第 学年」の文字を2本線で消すこと。また、事由等を「事由」の欄に記入すること。

(2) 記入例

① 転学の場合

転学・退学等	年月日	(令和 2 年 12 月 2 日) 令和 2 年 12 月 5 日 転学 退学
	転退学先・学年等	秋田県〇〇市立〇〇小学校 第 5 学年
	所在地	秋田県〇〇市△△2丁目5番1号
	事由	転居のため

② 退学の場合

転学・退学等	年月日	(令和 年 月 日) 令和 2 年 7 月 31 日 転学 退学
	転退学先・学年等	シドニー日本人学校 第 4 学年
	所在地	シドニー市リンドフィールド 112 Booralie Road, Terry Hills, N. S. W. 2084
	事由	父親が転勤のため

③ その他の場合

○ 児童の居所が1年以上不明の場合

転学・退学等	年月日	(令和 3 年 5 月 12 日) 令和 年 月 日 転学 退学
	転退学先・学年等	第 一 学 年
	所在地	
	事由	令和元年9月4日以後所在不明

○ 児童が死亡した場合

転学・退学等	年月日	(令和 年 月 日) 令和 2 年 5 月 12 日 転学 退学
	転退学先・学年等	第 一 学 年
	所在地	
	事由	交通事故による死亡

〔8〕卒業

(1) 記入の方法

校長が卒業を認定した年月日（原則として3月末であることが適当である。）を記入すること。

〔9〕進学先

(1) 記入の方法

進学した学校名及び所在地を「進学先」の欄に記入すること。

2 学校名及び所在地（分校名・所在地等）

(1) 記入の方法

① 学校名

市町村立学校設置条例に基づく名称を記入すること。

② 所在地

市町村立学校設置条例に基づく所在地を記入すること。

③ 分校名・所在地等

児童が分校に在学する場合には、欄の上部に本校名及び所在地を記入し、欄の下部に分校名、所在地及び在学した学年を記入すること。

④ 学校名又は所在地に変更があった場合

旧学校名又は旧所在地を2本線で消し、下に新学校名又は新所在地を記入すること。
なお、変更した年月日及び事由を括弧書きすること。

(2) 記入例

① 児童が分校に在学する場合

学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)	秋田県〇〇市立△△小学校 秋田県〇〇市△△町□丁目〇〇番〇号 秋田県〇〇市立△△小学校□□分校 秋田県〇〇市△△町□丁目◇◇番▽号 第1学年, 第2学年
-------------------------------------	--

② 学校又は所在地に変更があった場合

学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)	秋田県〇〇市立△△小学校 秋田県〇〇市△△町□丁目〇〇番〇号 秋田県〇〇市立□□小学校 秋田県〇〇市△△町□丁目◇◇番▽号 (令和〇年〇月〇日統合による校名及び所在地変更)
-------------------------------------	--

3 校長氏名印及び学級担任者氏名印

(1) 記入の方法

① 氏名の記入

校長氏名及び学級担任者氏名は、学年当初に記入し、同一年度内に校長又は学級担任者が変わった場合には、その都度、後任者の氏名を併記すること。なお、教員の産前産後の休暇中又は育児休業中における代替の教員が担任した場合などにおいても、その氏名を併記すること。

校長又は学級担任者の氏名を2名以上併記した場合には、児童に対して責任をもっていた期間を括弧書きすること。

② 校長及び学級担任者の押印

学年末又は児童の転学・退学の際は、記入についての責任を有する校長及び学級担任者が押印すること。

(2) 記入例

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分 \ 学年	1	2	3
校長氏名印	加 藤 伸 一 ㊟	加 藤 伸 一 (4月～11月) 相 馬 次 男 ㊟ (11月～3月)	小 野 健 二 ㊟
学級担任者氏名印	小 松 佳 子 (4月～12月) 竹 村 由 美 ㊟ (12月～3月)	村 主 幸 子 ㊟ 渡 辺	渡 辺 幸 子 ㊟ (4月～10月)(1月～3月) 黒 木 静 江 (10月～1月)

様式2 指導に関する記録

1 各教科の学習の記録

ここには、「観点別学習状況」及び「評定」の欄が設けられている。これは、それぞれの欄の性格を生かしながら、児童の各教科の学習の状況を総合的に把握するためのものであり、そのことを十分に考慮して記入すること。

〔1〕観点別学習状況

(1) 記入の方法

小学校学習指導要領に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A、B、Cの記号により記入すること。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとすること。

(2) 評価の方法

各教科の観点及びその趣旨は、おおむね次のとおりであるが、その評価が効果的に行われるようにするため、各観点ごとに学年別の評価規準を設定するなどの工夫をすること。その際、次の報告・通知を参考とすること。

・「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」

（平成31年1月21日中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会）

・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

（平成31年3月29日文部科学省初等中等教育局長通知）

教科	観 点	趣 旨
国 語	知識・技能	・日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	・「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。
	主体的に学習に取り組む態度	・言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。
社 会	知識・技能	・地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解しているとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめている。
	思考・判断・表現	・社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり、考えたことや選択・判断したことを適切に表現したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	・社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとしている。

教科	観 点	趣 旨
算 数	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解している。 ・日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き粘り強く考えたり、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとしたり、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとしたりしている。
理 科	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の事物・現象についての性質や規則性などについて理解しているとともに、器具や機器などを目的に応じて工夫して扱いながら観察、実験などを行い、それらの過程や得られた結果を適切に記録している。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の事物・現象から問題を見いだし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を基に考察し、それらを表現するなどして問題解決している。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の事物・現象に進んで関わり、粘り強く、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活に生かそうとしている。
生 活	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付いているとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学ぼうとしたり、生活を豊かにしたりしようとしている。
音 楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。 ・表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見いだし、音楽を味わって聴いたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

教科	観 点	趣 旨
図 画 工 作	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解している。 材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりしている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもちながら、造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考えとともに、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> つくりだす喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
家 庭	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> 家族の一員として、生活をよりよくしようと、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し、実践しようとしている。
体 育	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> 各種の運動の行い方について理解しているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> 自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、身近な生活における健康に関する課題を見付け、その解決を目指して思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> 運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。
外 国 語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付き、これらの知識を理解している。 読むこと、書くことに慣れ親しんでいる。 外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、音声で十分慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。
主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

〔2〕 評定

(1) 記入の方法

第3学年以上の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示された各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し、3、2、1の3段階で記入すること。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力を要する」状況と判断されるものを1とすること。

(2) 評定の方法

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「〔1〕 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定めること。

2 特別の教科 道徳（以下、「道徳科」）

(1) 記入の方法

学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、個人内評価として文章で端的に記入すること。

なお、道徳科における学習状況等の把握については、各教科の評定等とは基本的な性格が異なるものであるため、報告書に転記されることのないように注意すること。

(2) 評価の方法

評価に当たっては、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中での的確に把握すること。

なお、道徳科の特質を踏まえ、次のことに留意すること。

- ① 他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価とすること。
- ② 個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ③ 学習活動において、児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。

3 外国語活動の記録

(1) 記入の方法

第3学年及び第4学年の外国語活動の学習状況について、評価の観点を記入した上で評価の観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入すること。

評価の観点については、設置者は、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、(2)にある「評価の観点及びその趣旨」を参考に設定する。

(2) 評価の方法

評価に当たっては、各教科の学習の評価と同様、観点別学習状況の評価を基本とし、児童一人一人の進歩の状況や各学校で定めた目標の実現状況を的確に把握すること。

なお、評価の観点及びその趣旨は、次のとおりである。

観 点	趣 旨
知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。 ・日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。 ・外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。
思考・判断・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。
主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

4 総合的な学習の時間の記録

(1) 記入の方法

第3学年以上の総合的な学習の時間の学習の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入すること。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、(2)にある「評価の観点及びその趣旨」を参考に定めること。

(2) 評価の方法

評価に当たっては、各教科の学習の評価と同様、観点別学習状況の評価を基本とし、児童一人一人の進歩の状況や各学校で定めた目標の実現状況を的確に把握すること。

総合的な学習の時間の記録			
学年	学習活動	観 点	評 価
6	この時間において行った学習活動を記入する。	各学校において、指導の目標や内容に基づいて、観点を定める。後に示した観点をより具体的に定めることも考えられる。	各学校において定めた観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。

なお、評価の観点及びその趣旨は、次のとおりである。

観 点	趣 旨
知識・技能	・探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。
思考・判断・表現	・実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
主体的に学習に取り組む態度	・探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

5 特別活動の記録

この欄には、特別活動全体にわたって認められる児童の活動についての特徴を記入すること。

〔1〕活動の状況

この欄には、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、特別活動における児童の活動について、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、欄内に○印を記入すること。

なお、クラブ活動については、実施しなかった学年の欄に斜線を引くこと。

特別活動の記録								
観 点	内 容	学 年	1	2	3	4	5	6
各学校において、指導の目標や内容に基づいて、観点を定める。下に示した観点をより具体的に定めることも考えられる。	学級活動							
	児童会活動							
	クラブ活動							
	学校行事							

また、評価の観点及びその趣旨は、次のとおりである。

観 点	趣 旨
知識・技能	・多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 ・自己の生活の充実・向上や自分らしい生き方の実現に必要なことについて理解している。 ・よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
思考・判断・表現	・所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
主体的に学習に取り組む態度	・生活や社会、人間関係をよりよく築くために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 ・主体的に自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

6 行動の記録

この欄には、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動についての特徴を記入すること。

設置者は、小学校学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえ、項目を適切に設定する。また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

〔1〕行動の状況

(1) 記入の方法

この欄には、児童の行動について、掲げられた各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、欄内に○印を記入すること。

(2) 余白の欄の利用

特に必要があれば、項目を追加して記入すること。

(3) 評価項目及びその趣旨は、次のとおりである。なお、各学校において、学年に応じた具体的な評価の観点を決めておくことが望ましい。

項 目	学 年	趣 旨
基本的な生活習慣	第1学年及び 第2学年	・安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気持ちのよいあいさつを行い、規則正しい生活をする。
	第3学年及び 第4学年	・安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正しく節度のある生活をする。
	第5学年及び 第6学年	・自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を守り節制に心掛ける。
健康・体力の向上	第1学年及び 第2学年	・心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気に生活をする。
	第3学年及び 第4学年	・心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に付け、元気に生活をする。
	第5学年及び 第6学年	・心身の健康の保持増進と体力の向上に努め、元気に生活をする。
自主・自律	第1学年及び 第2学年	・よいと思うことは進んで行い、最後までがんばる。
	第3学年及び 第4学年	・自らの目標をもって進んで行い、最後までねばり強くやり通す。
	第5学年及び 第6学年	・夢や希望をもってより高い目標を立て、当面の課題に根気強く取り組み、努力する。
責任感	第1学年及び 第2学年	・自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
	第3学年及び 第4学年	・自分の言動に責任をもち、課せられた役割を誠意をもって行う。
	第5学年及び 第6学年	・自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動をする。

項 目	学 年	趣 旨
創意工夫	第1学年及び 第2学年	・自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
	第3学年及び 第4学年	・自分でよく考え、課題意識をもって工夫し取り組む。
	第5学年及び 第6学年	・進んで新しい考えや方法を求め、工夫して生活をよりよくしようとする。
思いやり・協力	第1学年及び 第2学年	・身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、助け合う。
	第3学年及び 第4学年	・相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
	第5学年及び 第6学年	・思いやりと感謝の心を持ち、異なる意見や立場を尊重し、力を合わせて集団生活の向上に努める。
生命尊重・自然愛護	第1学年及び 第2学年	・生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
	第3学年及び 第4学年	・自他の生命を大切にし、生命や自然のすばらしさに感動する。
	第5学年及び 第6学年	・自他の生命を大切にし、自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年及び 第2学年	・手伝いや仕事を進んで行う。
	第3学年及び 第4学年	・働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
	第5学年及び 第6学年	・働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つことを考え、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年及び 第2学年	・自分の好き嫌いや利害にとらわれないで行動する。
	第3学年及び 第4学年	・相手の立場に立って公正・公平に行動する。
	第5学年及び 第6学年	・だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、正義を大切にし、公正・公平に行動する。
公共心・公德心	第1学年及び 第2学年	・約束やきまりを守って生活し、みんなが使うものを大切にする。
	第3学年及び 第4学年	・約束や社会のきまりを守って公德を大切にし、人に迷惑をかけないように心掛け、のびのびと生活する。
	第5学年及び 第6学年	・規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、学校や人々の役に立つことを進んで行う。

7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

この欄には、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下のような事項を記入する。

- ① 各教科や外国語活動，総合的な学習の時間に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技，学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動，表彰を受けた行為や活動，学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見
- ⑥ キャリア発達の視点を踏まえた具体的な活動

総合所見及び指導上参考となる諸事項			
第1 学 年	※①～⑤について、個に応じた参考となる事項を文章で箇条書き等により端的に記入する。	第4 学 年	
	<キャリア発達の視点を踏まえた具体的な活動> ※⑥について、全ての学年において記入する。		

記入に際しては、児童の優れている点や長所，進歩の状況などを取り上げることに留意すること。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入すること。さらに、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ、記入すること。

なお、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受ける学校名，通級による指導の授業時数，指導期間，指導の内容や結果等を端的に記入すること。

また、こうした児童の個別の指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることもできる。

〔1〕各教科や外国語活動，総合的な学習の時間に関する所見

(1) 記入の方法

各教科や外国語活動，総合的な学習の時間の学習について次の事項を参考とし、総合的に見た場合の児童の特徴及び指導上留意すべき事項を記入すること。その際、児童の長所を取り上げることが基本となるよう留意すること。

- ① その児童個人として比較的優れている点など，各教科や学習全体を通して見られる児童の特徴に関すること。
- ② 学習に対する努力，学習意欲，学習態度等の児童の日常の学習状況に関すること。
- ③ 当該学年において，その当初と学年末とを比較し，学習の進歩が著しい場合に，その学習状況に関すること。
- ④ 児童の体力の状況及び学習に影響を及ぼすような児童の健康状態に関すること。
- ⑤ 学校教育法施行規則第54条により，児童の履修困難な教科について，特別な処置をとった場合，その状況に関すること。
- ⑥ その他特に指導が必要である場合には，その事実に関すること。

参考

○ 学校教育法施行規則 第54条

児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(2) 記入例

- ・ 計画的かつ自主的に学習する習慣が身に付いており、基礎的な事項の習得が早い。
- ・ 知的な好奇心が強く、どの教科にも意欲的で、教師にも分からないところを質問して自分なりの方法で解決していこうとする。
- ・ 根気よく丁寧な学習ぶりで、最後までやり遂げようと努力している。
- ・ 発表内容が的確で論が通り、誰もがなるほどとうなずくような説得力がある。
- ・ 学習で活用したワークシートや作った作品などを大切に保管している。
- ・ ノートを工夫して使い、字をきれいに書くよう心掛けている。
- ・ 入学時から機会をとらえ、意図的に認めたり励ましたりした結果、2学期の半ばごろから漢字や計算の練習などに興味を示し、積極的に取り組むようになった。
- ・ 自分の考えを筋道立てて発表することができ、他の児童の意見にもしっかりと耳を傾けていた。
- ・ インターネットや新聞、テレビなどの情報と自分の身の回りとを比較しながら必要な情報を選択し、自分の課題解決に生かそうとした。
- ・ 友達の考えのよさを取り入れながら、自分の考えを深めたり、自分の活動に生かしたりすることができた。
- ・ 高齢者施設への訪問を契機に、高齢者に声をかけたり話をしたりすることができるようになり、人との関わり方を身に付けた。
- ・ 国語の授業では、内容のまとまりごとに段落を構成するなど、筋道の通った文章を書くことを意識している。
- ・ 浄水場を見学した際に、疑問に思ったことを係の方に積極的に質問し、そこから分かったことをイラストを用いるなど工夫して新聞にまとめた。
- ・ 分数の計算をしたり、図形の面積や体積を求めたり、表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。
- ・ 動植物に関する興味・関心が高く、メダカの世話や観察、実験を通して、生き物の特徴や変化を敏感に捉え、的確に記録にまとめていた。
- ・ 表現活動に意欲的に取り組み、歌唱において歌詞の表す様子や曲想にふさわしい表現を工夫して歌っていた。
- ・ 材料をよく見たり触ったりしながら色や形の特徴に気付き、それを生かしてつくりたいものの発想を広げていた。
- ・ リレー遊びや幅跳び遊びでは、バトンの受渡しや遠くに跳ぶコツを友達にも教えながら、みんなが楽しめるように工夫していた。
- ・ 生活の改善に向けて家族の朝食を見つめ直し、課題を設定して主体的に追究しようとする姿勢が見られた。
- ・ チャンツやゲーム等の活動を通して英語のリズムや表現に慣れ親しむとともに、友達やALTとのコミュニケーションに意欲的に取り組んでいる。

〔2〕特別活動に関する事実及び所見

(1) 記入の方法

特別活動における児童の活動の状況について、主な事実及び総合的に見た場合の所見を記入すること。その際、所見については、児童の長所を取り上げることが基本となるよう留意すること。

- ① 事実の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。
 - ・所属する係名や委員会名、クラブ名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。
- ② 所見の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。
 - ・その児童個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる児童の特徴に関すること。
 - ・当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。
 - ・その他特に指導が必要である場合には、その事実に関すること。

(2) 記入例

- ・美化委員会、サッカークラブ
- ・放送委員会に所属し、アイデアのある番組の制作を通して、下級生委員への世話もよくやった。
- ・新聞委員会の副委員長として委員長を助け、よいアイデアを出して、意欲的に活動した。
- ・学級活動の時間に、積極的に自分の考えを発表し、よりよい学級づくりに努めた。
- ・学級レクリエーションの会場係として、教室の装飾、設営など今までにない楽しい雰囲気を出すよう工夫した。
- ・児童会役員として、全校的な視点に立ち活発な発言をするなど、率先して活動した。
- ・2学期になってから学級会において、自分の関心のある議題を中心に積極的に発言するようになった。
- ・掃除当番として丁寧に仕事をし、熱心に取り組んでいる。
- ・学校の周りの地域清掃など奉仕活動においては、下級生の世話をしながら率先して取り組んだ。
- ・運動会で進行係となり、スムーズな進行に向けて意欲的に取り組んだ。
- ・第2希望で工作クラブに入ったが、楽しんで参加し、進んで活動していた。

〔3〕行動に関する所見

(1) 記入の方法

行動の状況について総合的に見た場合の児童の特徴及び指導上留意すべき事項を記入すること。その際、児童の長所を取り上げることが基本となるよう留意するとともに、人権の尊重に十分配慮すること。

例えば、次の事項が考えられる。

- ① 全体的に捉えた児童の特徴に関すること。
- ② その児童個人として比較的優れている点など、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって見られる児童の特徴

に関すること。

- ③ 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、行動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。
- ④ 指導上特に留意する必要があると認められる児童の健康状況、その他特に指導が必要である場合にはその事実に関すること。

(2) 記入例

① 全体的な特徴

- ・明るく行動的で、みんなと仲よく遊び、他学年の児童にも慕われている。
- ・様々な場面でユニークな発想やひらめきを見せ、創造力に満ちあふれている。
- ・公正・公平で友達の面倒見もよく、誰に対しても親切に協力するので、人望が厚い。

② 児童個人として比較的優れている点

- ・動植物の飼育・栽培に興味をもち、学級の小動物や植物の世話をよく行っている。
- ・学習や係の仕事などの活動の時間を十分に確保し、温かく見守ることによって成果があがっている。
- ・コンピュータの操作技能に優れ、他校との電子メールのやり取りなど、交流活動を率先して行っている。

③ 行動の状況の進歩が著しい場合

- ・学年当初は口数も少なかったが、学習発表会の劇で活躍した頃から積極的に他の多くの児童とも関わるようになってきた。

④ 健康状況

- ・小児ぜんそくのため、運動の前後や急激に環境が変化するときなどには、発作の有無等についての観察を要する。

〔4〕児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項

(1) 記入の方法

児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる事項について記入すること。

① 児童の特徴・特技等

- ・児童の特徴や特技、趣味などのうち、児童の長所を把握する上で重要なものを記入すること。

② 学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動等及び表彰を受けた行為や活動等

- ・家庭や社会におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動等の善行、学校内外における表彰を受けた行為や活動など、課外における活動のうち児童の長所と判断されるものについて記入すること。

③ 学力について標準化された検査の結果等

- ・妥当性、信頼性の高い標準化された検査を正確に実施した場合、検査月日、検査の名称及び検査の結果を記入すること。なお、実施した検査の結果を、必ずしも

全て記入する必要はないこと。

- ・検査の結果については、その後の指導に生かすことができる内容を具体的に記入すること。

④ その他

- ・他の欄に記入できない事項で、海外から帰国した事実など指導上特に必要なものについて記入すること。その際、個性を生かす観点やプライバシー保護の観点に配慮すること。

(2) 記入例

① 児童の特徴・特技等

- ・書道が初段で、毛筆、硬筆のどちらも得意である。
- ・メジャーリーグについて関心が高く、各球団の選手に関する知識が豊富であり、選手の写真などをよく集めている。

② 学校内外における社会奉仕体験活動等及び表彰を受けた行為や活動等

- ・地域の清掃活動に進んで参加し、他の児童を励ましながら積極的に活動している。
- ・8月に行われた〇〇〇〇児童作文コンクールで入選した。
- ・発明クラブに所属し、発明協会に出品した作品が、県審査を経て、全国特選に輝いた。

③ 他の欄に記入できない事項

- ・編入学後の日本語の指導については配慮を要したが、〇学期には日常の基本的な会話ができるようになった。

〔5〕児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

(1) 記入の方法

1年間にわたる児童の心身の成長について、指導上参考となる事項について記入すること。また、体験活動等から見られたキャリア発達について、児童の成長を具体的に記入すること。

(2) 記入例

- ・学級の友達と話をしたり遊んだりすることができるようになり、下級生にも優しく接するようになった。
- ・総合的な学習の時間に地域のごみ問題に取り組んでから、ものの大切さに気付き、学校内の清掃活動に熱心に取り組むようになった。
- ・困ったとき多くの友達から助けてもらった。それ以来、人の失敗や間違いに対しても誠意をもって接することができるようになった。
- ・学校のウサギの世話を友達の助けを借りて行うことにより、生き物と関わる心地よさに気付き、学校の動植物を大切にするようになった。
- ・入学当時は肥満傾向にあったが、食生活の改善と運動クラブにおける熱心な練習など本人の継続的な努力が功を奏し、肥満を克服した。

〔6〕キャリア発達の視点を踏まえた具体的な活動

(1) 記入の方法

小・中・高等学校を貫くキャリア教育の推進に留意しつつ、職場見学等の具体的な活動について、活動の名称と特徴的な事実(行先、期間、内容等)を簡潔に記入する。

(2) 記入例

- ・学校たんけん（9月、生活科で学校の様々な人に、どんな仕事をしているか、インタビューを実施）
- ・子ども祭り（7月、生活科・特別活動で1年生と協力し、自分たちで遊びやルールを考え、お客さんが楽しめるような遊びのコーナーを作った。）
- ・商店街探検（10月、社会科の学習で〇〇商店街のお店の人やお客さんとふれあい、自分が感じたことを、レポートにまとめた。）

8 出欠の記録

この欄は、学年末に記入することを原則とするが、転学又は退学の際には、それまでの出欠の状況を記入すること。

なお、それぞれの欄に該当する日数がない場合には、空白としないで「0」と記入すること。

〔1〕授業日数

(1) 記入の方法

児童の属する学年について、授業を実施した年間の総日数を記入すること。この授業日数は、原則として、同一学年の全ての児童につき同日数であること。

① 転学又は退学等をした児童の場合

転学をした児童については、転学のため学校を去った日までの授業日数を、また、退学等をした児童については、校長が退学等を認めた日までの授業日数を記入すること。

② 転入学又は編入学等をした児童の場合

転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入すること。※移動のために欠席した日の扱いは、「事故欠」とする。

③ 長期休業期間中の出校日等の取扱い

教育委員会の承認を得て、長期休業期間中に授業を行う場合のほかは、例えば夏季休業期間中における児童の出校日等は、授業日として取り扱わないこと。

④ 学校又は同一学年の全児童の臨時休業の取扱い

学校又は同一学年の全児童が、学校保健安全法第20条又は学校教育法施行規則第63条によって臨時休業した場合は、その日数を授業日数から除くこと。

参考

○ 学校保健安全法 第20条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校教育法施行規則 第63条

非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

〔2〕出席停止・忌引き等の日数

(1) 記入の方法

次の①から④までに該当する日数を合計して記入すること。

① 出席停止の場合

学校教育法第35条及び学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数を記入すること。

参考

○ 学校教育法 第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

○ 学校保健安全法 第19条

校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○ 学校保健安全法施行規則 第19条

令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

- 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
- 二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで。
 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - チ 新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- 三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 六 第一種又は第二種の感染症の旅行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

② 学年の中の一部が臨時休業した場合

学校保健安全法第20条によりインフルエンザ等に伴い複数学級ある学年の中の一学級を閉鎖する場合など、学年の中の一部が臨時休業を行った場合の日数を記入すること。

③ 忌引の場合

児童の忌引の日数を記入すること。なお、児童の忌引日数については、県条例、職員の勤務時間、休日及び休暇（平成7年3月30日人事委員会規則8-6）第12条の規定に準ずるものとする。

参考

○職員の勤務時間、休日及び休暇（平成7年3月30日人事委員会規則8－6）第12条第1項

条例第14条の規則で定める場合は、次の表の中欄に掲げる場合とし、その期間は、当該下欄に定めるとおりとする。

服忌休暇	職員の親族（別表第二に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が喪に服するとき	別表第二に掲げる親族の区分に対応する同表の日数欄に掲げる連続する日数の範囲内の期間
------	--	---

備考 ボランティア休暇（ボランティア休暇の項第1号に掲げる活動に係るものに限る。）にあつては当該活動のため、服忌休暇及び祭日等休暇にあつては葬儀等のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、表に定める日数に往復するのに要した日数を加算することができる。

別表第二（第12条関係）

死亡した者		日数	死亡した者		日数
配偶者		10日	姻族	一親等の直系尊属	7日
血族	一親等の直系尊属（父母）	7日		同 卑属	1日
	同 卑属（子）	5日		二親等の直系尊属	1日
	二親等の直系尊属（祖父母）	3日		二親等の傍系者	1日
	同 卑属（孫）	1日		三親等の傍系尊属	1日
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日			
	三親等の傍系尊属（おじ又はおば）	1日			

備考 一 職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
 二 職員が代襲相続し、かつ祭具等の承継を受ける場合は、一親等の直系血族に準ずる。

④ その他の場合

次の場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数を記入すること。

- ・非常変災等児童又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合
- ・感染症の流行等でその予防上、保護者が児童を出席させなかった場合
- ・進学受験等のために欠席した場合
- ・その他教育上特に必要な場合

〔3〕出席しなければならない日数

(1) 記入の方法

「授業日数」から「出席停止・忌引等の日数」を差し引いた日数を記入すること。

〔4〕欠席日数

(1) 記入の方法

「出席しなければならない日数」のうち、病気又はその他の事故で児童が欠席した日数の合計を記入すること。

〔5〕出席日数

(1) 記入の方法

「出席しなければならない日数」から「欠席日数」を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として、児童が運動や文化などに関わる行事等に参加した場合には、出席扱いとすることができること。

また、不登校の児童が教育支援センター等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童の社会的な自立や学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童が通所又は入所した学校外の施設名を「備考」の欄に記入すること。

なお、不登校の児童が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童が在籍する学校長は、不登校児童の保護者との間に十分な連携・協力関係が保たれていることや、訪問等による対面指導が適切に行われていることなどの要件を満たすとともに、そのことが当該児童が登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合には、出席扱いとすることができること。

参考

○「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」 令和元年10月25日付け元文科初第698号

（別記2）不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要領上の出欠の取扱いについて

2 出席扱い等の要件

（2）ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。

〔6〕備考

(1) 記入の方法

「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況、転入学した児童についての前に在学していた学校における出欠の概要その他の出欠に関する特記事項等を記入すること。

(2) 記入例

- ① 出席停止の例，忌引の例
インフルエンザによる学級閉鎖 5日，祖父死亡による忌引 1日
新型コロナウイルス感染症に関する出席停止 5日
- ② 欠席理由の例
中耳炎による欠席 6日
- ③ 遅刻，早退等の例
歯治療通院のための早退 5回，体調不良による遅刻 20回
- ④ 前在籍校における出欠状況の例
出席しなければならない日数 88日，欠席日数 2日，出席日数 86日
- ⑤ 学校外の施設で相談・指導を受けた例
△△市教育委員会教育支援センターへ通級 10日

参考

○ 学校保健安全法施行規則 第18条第1項（感染症の種類）

学校において予防すべき感染症の種類は，次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ）
- 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。），百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。），結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎その他の感染症

9 別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

この欄には，非常時にオンラインを活用して特例の授業等を実施した場合に，その状況を記入すること。

なお、記入すべき事項がない場合は空欄とすること。

〔1〕児童が登校できない事由

(1) 記入の方法

感染症や災害の発生等の児童がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入すること。

(2) 記入例

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴う臨時休業
- ・新型コロナウイルス感染症に関する出席停止
- ・大雪に伴う臨時休業

〔2〕オンラインを活用した特例の授業

(1) 記入の方法

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合に、①から③までの事項を記入すること。

- ・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入すること。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入すること。なお、学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入すること。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入すること。

〔3〕その他の学習等

(1) 記入の方法

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童が行った学習その他の特記事項等について記入すること。

(2) 記入例

- ・電話による個別面談も行った。
- ・ケーブルテレビを活用した学習も併用した。

V 指導要録取扱い上の注意

指導要録の作成，送付及び保存等については，次の事項に留意すること。

1 入学の場合

校長は，児童が入学した場合には，速やかに指導要録を作成すること。（学校教育法施行規則第24条第1項参照）

参考

- 学校教育法施行規則 第24条第1項

校長は，その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 進学の場合

(1) 指導要録の抄本又は写しの送付

校長は，児童が進学した場合には，指導要録（以下，「原本」という。）の抄本又は写しを進学先の校長に送付するものとする。（学校教育法施行規則第24条第2項参照）

参考

- 学校教育法施行規則 第24条第2項

校長は，児童等が進学した場合においては，その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し，これを進学先の校長に送付しなければならない。

(2) 抄本の記載内容

抄本の記載事項は，おおむね次の事項を含むものとする。

- ・ 学校名及び所在地
- ・ 児童の氏名，性別，生年月日及び現住所
- ・ 卒業年月日
- ・ 第6学年の各教科の学習の記録
- ・ 第6学年の特別の教科 道徳
- ・ 第6学年の総合的な学習の時間の記録
- ・ 第6学年の特別活動の記録
- ・ 第6学年の行動の記録
- ・ 第6学年の総合所見及び指導上参考となる諸事項

（その他，非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録や将来，指導上必要と思われるものがある場合にはその事項）

(3) 抄本の様式

40ページを参照のこと。用紙の規格は、A4（縦型）を標準とすること。

3 転学の場合

校長は、児童が転学した場合には、原本の写しを作成し、転学先の校長に送付すること。転入学してきた児童が更に転学した場合には、原本の写しと転入学の際送付を受けた写しを送付すること。これらの場合、進学元（幼稚園、保育所又は認定こども園等）から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること（学校教育施行規則第24条第3項参照）。

参考

○ 学校教育法施行規則 第24条第3項

校長は、児童等が転学した場合には、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

4 転入学の場合

校長は、児童が転入学してきた場合には、当該児童が転入学してきた旨及びその期日を速やかに前に在籍していた学校の校長に連絡し、当該児童の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、送付を受けた写しに連続して記入するのではなく、新たに当該児童の指導要録を次の事項について記入し、作成すること。

(1) 様式1について

- 「学級」及び「整理番号」の欄
- 「学校名及び所在地（分校名・所在地）」の欄
- 「校長氏名印」の欄の校長名
- 「学級担任者氏名印」の欄の学級担任者名
- 「学籍の記録」の該当する欄

(2) 様式2について

- 表面の「児童氏名」、「学校名」、「学級」、「整理番号」の欄
 - 裏面の「児童氏名」の欄
 - 別記の「児童氏名」の欄
- （以下、新たに指導要録を作成する場合はこれに準ずる。）

5 退学等の場合

校長は、児童が外国にある学校などに入るため退学した場合等においては、当該学校が日本人学校その他の文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときにあっては、上記の2及び3に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあつては、求めに応じて適切に対応すること。

6 編入学等の場合

(1) 外国にある学校等からの編入学

校長は、児童が外国にある学校等から編入学した場合においては、編入学年月日以後の指導要録を作成すること。その際、できれば、外国にある学校等における履修状況の証明書や指導に関する記録の写しの送付を受けること。

(2) 就学義務の猶予・免除の事由が消滅した者の編入学

校長は、就学義務の猶予又は免除の事由がなくなったことにより就学義務が生じ、児童が就学した場合には、就学した日以後の指導要録を作成すること。

(3) 在学しない者として処理した者

在学している児童を、就学義務の猶予・免除のため、又は児童の居所が1年以上不明のために在学しない者として処理した後、その事由が解消して編入学した場合には、その学年から新たに指導要録を作成し、別に処理して保存してあった旧指導要録と併せて用いるようにすること。

7 原学年留置きの場合

校長は、児童が病気その他の理由で原学年に留め置いた場合には、その学年から新たに指導要録を作成し、原学年留置き前の指導要録と併せて用いること。

8 学校新設の場合

(1) 児童を新設校に移籍する場合

児童の学籍を、新しく設置された学校に移す場合には、転学の場合と同様に取り扱うこと。

(2) 児童を分校独立による新設校に移籍する場合

児童の学籍を、分校が独立して新しく設置された学校に移す場合には、転学の場合と同様に取り扱うこと。

9 学校統合の場合

(1) 2校以上の学校が統合して新校名となる場合

2校以上の学校が統合して一つの新しい名称の学校となる場合には、統合されたそれぞれの学校の児童について、校名変更のみを取り扱い、転学としては取り扱わないこと。

(2) 他の学校に統合される場合

学校が他の学校に統合される場合には、統合された学校の児童について、校名変更のみを取り扱い、転学としては取り扱わないこと。

10 保存期間

(1) 卒業、転学した児童の場合

学校においては、原本及び転入学の際送付を受けた写しのうち、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。(学校教育法施行規則第28条第2項参照)

なお、保存期間経過後は、教育委員会と連絡を取り、指導に関する記録については廃棄するなど適切な措置をとること。

(2) 退学及び在学しない者として扱う児童の場合

外国にある学校などへ入学するための退学の場合、学齢を超過している児童の退学の場合、就学義務の猶予・免除の場合、又は児童の居所が1年以上不明の場合等においては、当該児童の原本及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学又は在学しない者と認めた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

(3) 進学元から送付を受けた抄本又は写しの場合

進学元(幼稚園、保育所又は認定こども園等)から送付を受けた抄本又は写しは、児童が当該学校に在学する期間保存すること。

参考

○ 学校教育法施行規則 第28条第2項

前項の表簿(第24条第2項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

11 指導要録の電子化について

法令に基づく文書である指導要録について、その写しや抄本を含め、書面の作成、保存、送付を、情報通信技術を活用して行うことは可能である。

(1) 校務支援システムを利用した原本の電子保存の考え方について

校務支援システムを利用した指導要録の電子化を行う場合は、原本の電子保存を原則とする。

電子化前に紙媒体で作成・保存している原本の校務支援システムへのデータ転記については、様式1・様式2いずれにおいても各自自治体の判断によるものとする。その場合、電子化前の紙媒体の原本と電子化後の電子保存された原本の両方を保存することも可とする。

(2) 押印による承認について

校務支援システムを利用し、校長が承認を行う場合は、押印の必要はない。

(3) 記載事項の変更及び誤記事項の処理について

① 記載事項の変更

記載事項を変更する際、変更前の記載事項を2本線で消せない場合は、当該の欄に必要な事項を上書きすること。その際、変更前の記載事項、変更年月日及び事由を「備

考」欄に記載すること。

② 誤記事項の訂正

記入事項の誤記を訂正する際、誤記事項を2本線で消せない場合は、訂正事項を上書きすること。その際、訂正者の認印は必要ない。

(4) 記入例

備 考	令和6年3月30日転居に伴う本人住所変更 (変更前住所) 秋田県〇〇市△△1丁目6番8号
-----	---

12 その他

(1) 外部への証明に対する配慮

外部に証明書を作成する必要がある場合には、指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当ではない。プライバシー保護の観点から、申請の趣旨を確認した上で、証明の目的に応じて必要最小限の事項を記載するように留意すること。

(2) 指導要録の取扱いについての教育委員会との連絡

校長は、教育委員会と密接に連絡し、指導要録の記載が学齢簿の記載と一致するように留意すること。

(3) 家庭への通信に対する配慮

指導要録は、1年間の学習指導の過程や成果などを要約して記録するものであり、その様式や記載方法等を学校と保護者との連絡に用いるいわゆる通知表等にそのまま転用することは必ずしも適切ではないこと。

したがって、学校においては、指導要録における各教科等の評価の考え方を踏まえ、児童の学習指導の過程や成果、一人一人の可能性などについて適切に評価し、児童一人一人のその後の学習を支援することに役立つようにする観点から、通知表等の記載内容や方法、様式等について工夫改善すること。

(4) 児童及び保護者との情報共有

文章記述により指導要録に記載した事項については、児童本人や保護者に適切に伝えられることで、初めて児童の学習の改善に生かされるものであるため、評価について児童にフィードバックを行ったり、通知表等や面談などの機会を通して保護者にも評価に関する情報を共有したりすることに一層注力すること。

(5) 指導要録の開示について

指導要録の本人への開示等、具体的な開示の取扱いについては、その様式や記載事項等を決定する権限を有する教育委員会等において、条例に基づき、それぞれの事案等に応じ、判断することが適当である。

(6) 配偶者からの暴力の被害者と同居する児童について

転学した児童の指導要録の記述を通じて、転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者(加害者)に伝わることを懸念される場合がある。このような特別の事情がある場合には、関係機関との連携を図りながら、厳重に管理すること。

(7) 効果的・効率的な学習評価の推進について

学校や設置者においては、学習評価の妥当性、信頼性等を高めるとともに、教師の負担感の軽減を図るため、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価

方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り，組織的に学習評価に取り組むこと。

また，学習評価に関する情報の適切な管理を図りつつ，情報通信技術の活用による指導要録等に係る事務の改善を検討すること。その際，次の資料を参考とすること。

- ・「指導要録等の電子化に関する参考資料【第1版】」
(平成22年9月文部科学省初等中等教育局教育課程課)

○ 小 学 校 児 童 指 導 要 録 抄 本

学籍 の 記 録	ふりがな 児童氏名	平成 年 月 日生 性別	学校名						
	現住所		所在地						
	卒業年月日	令和 年 月 日							
各 教 科 の 学 習 の 記 録 (第六学年)	教科	I 観 点 別 学 習 状 況		II 評 定	特別の教科 道徳 (第六学年)	学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
		観 点				評価			
	国 語	知識・技能			※十分満足できると判断されるものに3 おおむね満足できると判断されるものに2 努力を要すると判断されるものに1を記入する。	総合的な学習の時間 の記録 (第六学年)	学習活動		
		思考・判断・表現					観点評価		
		主体的に学習に取り組む態度					価値		
	社 会	知識・技能				特別活動 の記録 (第六学年)	学 級 活 動		
		思考・判断・表現					児 童 会 活 動		
		主体的に学習に取り組む態度					ク ラ ブ 活 動		
	算 数	知識・技能				※十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入する。	学 校 行 事		
		思考・判断・表現					基本的な生活習慣		
		主体的に学習に取り組む態度					健康・体力の向上		
	理 科	知識・技能					自 主 ・ 自 律		
		思考・判断・表現					責 任 感		
		主体的に学習に取り組む態度					創 意 工 夫		
	生 活	知識・技能					思 い や り ・ 協 力		
		思考・判断・表現					生 命 尊 重 ・ 自 然 愛 護		
		主体的に学習に取り組む態度					勤 労 ・ 奉 仕		
	音 楽	知識・技能					公 正 ・ 公 平		
		思考・判断・表現					公 共 心 ・ 公 徳 心		
		主体的に学習に取り組む態度							
	図 画 工 作	知識・技能				総合所見及び指導上参考となる諸事項 (第六学年)	<キャリア発達の視点を踏まえた具体的な活動>		
		思考・判断・表現							
		主体的に学習に取り組む態度							
	家 庭	知識・技能							
思考・判断・表現									
主体的に学習に取り組む態度									
体 育	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
外 国 語	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								

令和 年 月 日

校長氏名・職印